

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年1月8日付けで提起した処分庁による差押処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 処分庁は、審査請求人が滞納していた特別区民税及び都民税（以下「区民税等」という。）に係る滞納金30万4,800円（以下「本件滞納金」という。）を徴収するため、令和元年12月6日付けで、審査請求人が第三債務者である株式会社A（以下「本件第三債務者」という。）から支払を受けるべき令和2年1月以降の給料等（賞与を含む。）のうち、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権（ただし、30万4,800円に充つるまで）を差し押さえる処分（令和元年12月6日付け31葛総収第14764号。以下「本件差押処分」という。）を行い、同年同月9日、本件第三債務者に債権差押通知書を送達した。

また、令和元年12月20日に差押調書謄本を審査請求人に送達した。

2 審査請求人は、令和2年1月7日付け書面（同年同月8日消印）において、審査請求人の生活の維持が困難になる等と主張して、本件差押処分の取消しと、未納付分の分割納付に応じることを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件差押処分をされることによって生活の維持が困難になることから、本件差押処分の取消しと、処分庁に対し、未納付分の分割納付に応じることを求めるものであると考えられる。

2 処分庁の主張

処分庁は、令和2年5月1日付けで法第141条の規定により本件第三債務者に対し照会をしたところ、本件第三債務者から得た令和2年5月29日付け「給与等の支給について（回答）」と題する給与調査の回答書により、審査請求人が本件第三債務者を令和2年3月31日付けで退職した事実を知ったため、審査請求人が本件第三債務者から支払を受けるべき令和2年1月以降の給与等（賞与を含む。）のうち、法第76条第1項第2号の規定により本件差押処分を解除し、令和2年6月1日付けで法第80条第1項の規定により審査請求人及び本件第三債務者に対し差押解除通知書（令和2年6月1日付け2葛総収第10700号）により通知した。

本件審査請求に係る本件差押処分の法的効果は、差押の解除により消滅し、これにより不服申立ての利益も消滅したため、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

理 由

1 本件差押処分の取消請求について

審査請求人は、本件差押処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めているところ、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨規定されており、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、

当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている。したがって、行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分の取消し等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られる（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

これを本件審査請求についてみると、処分庁は、令和2年6月1日付けで本件差押処分を解除し、審査請求人及び本件第三債務者に対し通知した。そうすると、本件差押処分が解除されたことにより、その法的効力は消滅したというべきであって、審査請求人が本件差押処分の取消しを求める法律上の利益は失われていることから、本件審査請求はその要件を欠くに至っている。

したがって、本件審査請求は不適法である。

2 本件差押処分を分割納付に変更することを求める請求について

また、審査請求人は、未納付分の分割納付に応じることを求める。審査請求人が、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の要件に該当することを主張し、徴収の猶予を求めるものであるか、事実上の猶予を求めるものであるか不明である。

しかしながら、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の違法性又は不当性を理由として、当該処分等の取消し又は変更を求めて争う制度である（行政不服審査法第46条第1項）。地方税法第15条第1項の徴収の猶予及び事実上の猶予は、本件差押処分とは異なる根拠及び要件に基づくものであり、本件差押処分の取消し又は変更により実現することはできない。

よって、本件審査請求は不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求の要件を欠き不適法であることから、行政不服審査法第43条第1項第6号及び第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

4 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行政不服審査法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、同法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和2年10月14日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。